

産業省令で定めるところにより保有する石油の数量をいう。ただし、その石油精製業者等が同条第二項の規定により指定石油製品に代えて原油を保有する場合には、当該原油の数量を同項の経済産業省令で定める方式で指定石油製品の数量に換算した後の石油の数量をいう。(以下この条において同じ)が石油基準備蓄量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その石油精製業者等に対し、期限を定めて、第六条第一項の規定に従つて石油を保有すべきことを勧告することができる。ただし、その石油精製業者等が前条第二項の規定による確認を受けている場合において、その石油精製業者等及びその石油精製業者等とともにその確認を受けている他の石油精製業者等の石油保有量を合計した数量がこれらの者の石油基準備蓄量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

経済産業大臣は、前項本文に規定する場合において、石油保有量が石油基準備蓄量に達しない程度又は石油保有量が石油基準備蓄量に達していない期間が経済産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該石油精製業者等に対し、期限を定めて、第六条第一項の規定に従つて石油を保有すべきことを命ずることができる。

第三節 石油ガスの備蓄

国石油ガスの輸入量に対する割合がおおむね三百六十五分の十から三百六十五分の五十までの範囲内にあるよう定められるものとする。

第十一條 石油ガス輸入業者は、石油ガス基準備蓄量（次項において準用する第七条第一項若しくは第三項又は第八条第一項の規定による変更があつたときは、当該期間内においてはその変更後のものとする。次条において同じ。）以上に常時保有しなければならない。

第七条及び第八条第一項の規定は石油ガス基準備蓄量に、同条第二項の規定は石油ガス輸入業者に準用する。この場合において、第七条第一項及び第三項中「石油」とあるのは「石油ガス」と、同条第一項及び第二項並びに第八条第一項中「石油精製業者等」とあるのは「石油ガス輸入業者」と読み替えるものとする。
(勧告及び命令)

第十二条 石油ガス保有量（石油ガス輸入業者が前条第一項の経済産業省令で定めるところにより保有する石油ガスの数量をいう。以下この条において同じ。）が石油ガス基準備蓄量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その石油ガス輸入業者に対し、期限を定めて、同項の規定に従つて石油ガスを保有すべきことを勧告することができる。ただし、その石油ガス輸入業者が前条第二項において準用する第八条第二項の規定による確認を受けている場合において、その者及びその者とともにその確認を受けている他の石油ガス輸入業者の石油ガス保有量を合計した数量がこれらの者の石油ガス基準備蓄量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項本文に規定する場合において、石油ガス保有量が石油ガス基準備蓄量に達していない程度又は石油ガス保有量が石油ガス基準備蓄量に達していない期間が経済産業省令で定める基準に該当すると認めるとときは、当該石油ガス輸入業者に対し、期限を定めて、前条第一項の規定に従つて石油ガスを保有すべきことを命ずることができる。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等
(災害時石油供給連携計画の届出等)

第十三条 経済産業大臣は、我が国における災害の発生により特定の地域への石油（石油ガス）を

第三章 災害時石油供給連携計画の届出等

除く。以下この条において同じ。)の供給が不足する事態が生じた場合において当該地域において石油精製業、石油販売業又は石油輸入業を行つてゐる石油精製業者等が石油の貯蔵施設の共同利用その他当該石油精製業者等相互間の連携により当該地域への石油の安定的な供給の確保を図ることが適当であると認められる地域として全国の区域を分けて経済産業省令で定められた地域ごとに、石油精製業者等のうち、当該地域内においてその設置している石油の貯蔵施設の貯蔵能力の合計が経済産業省令で定める貯蔵能力以上であることがその他経済産業省令で定めた要件に該当するものを特定石油精製業者等として指定するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 当該指定に係る地域

二 当該指定を受けた特定石油精製業者等の商号、名称又は氏名、住所及び主たる事務所の所在地

3 経済産業大臣は、第二十条第三項、第二十一条第二項又は第二十七条第二項の規定による変更の届出(前項第二号に掲げる事項に係るものに限る。)があつたときは、当該変更に係る事項を告示するものとする。

4 同一の第一項の経済産業省令で定める地域について同項の規定による指定を受けた特定石油精製業者等は、共同して、経済産業省令で定められた事項を告示するものとする。

5 災害時石油供給連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該特定石油精製業者等相互の連絡に関する事項

二 当該特定石油精製業者等による石油の貯蔵施設の共同利用に関する事項

三 当該特定石油精製業者等による石油の輸送に係る協力に関する事項

四 その他経済産業省令で定める事項

施設の共同利用に関する事項

6	石油精製業者等による石油の供給を確保するための連携計画の届出をすべきことを勧告することができる。
7	経済産業大臣は、特定石油精製業者等が第四項の規定による届出をしないときは、その特定石油精製業者等に対し、その届出をすべきことを勧告することができる。
8	一 我が国における災害の発生により特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合において当該地域への石油の安定的な供給を確保するために必要な措置を講ずること。
9	二 その届出をした特定石油精製業者等のうち特定の者について不当に差別的でないこと。 三 石油を使用する者は関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。 特定石油精製業者等は、毎年災害時石油供給連携計画に検討を加え、必要があると認めることは、これを変更しなければならない。
	経済産業大臣は、第六項又は第七項の規定による勧告を受けた特定石油精製業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。 (災害時石油ガス供給連携計画の届出等)
	第十四条 経済産業大臣は、我が国における災害の発生により特定の地域への石油ガスの供給が不足する事態が生じた場合において当該地域において石油ガスの貯蔵能力の合計が経済産業省令で定める貯蔵能力以上であることを他の他経済産業省令で定める要件に該当するものを特定石油ガス輸入業者等として指定するものとする。

六	その他経済産業省令で定める事項
2	前項の規定による届出をした者は、同項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更がつたときは遅滞なく、同項第三号又は第四号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
3	石油精製業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
	(石油販売業の届出)
第二十七条	石油販売業を行おうとする者（機構を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
二	法人である場合においては、その代表者の氏名
三	主たる事務所の所在地及び営業所の所在地
四	特定石油販売業者にあつては、石油の種類（商号、名称又は氏名及び住所）
五	自動車に直接給油する事業を行う営業所（給油設備の規模が一定の規模以上であることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）を有する石油販売業者にあつては、当該営業所の給油設備の規模
六	その他経済産業省令で定める事項

2	前項の規定による届出をした者は、同項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更がつたときは遅滞なく、同項第三号又は第四号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
3	石油ガス輸入業者に準用する。
	第五章 国家備蓄石油
第二十九条	経済産業大臣は、国家備蓄石油（指定石油製品を除く。）及び国家備蓄施設（国家備蓄石油（指定石油製品を除く。）の備蓄に必要な石油の貯蔵施設その他の施設（これらのお供する土地を含む。）であつて国が所有するものをいう。）の管理については機構に、国家備蓄石油（指定石油製品に限る。）の管理については石油業者に対し、指定石油製品の生産予定量又は石油の販売予定量若しくは輸入予定量の増加その他必要な措置（次条第一項又は同条第三項において準用する同条第一項の規定により勧告することができる。）をとるべきことを告する。
二	前項の規定による交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。
三	石油ガス（石油ガスを除く。）とあるのは「石油ガス基準備蓄量」とあるのは「石油ガス（石油ガスを除く。）と、「第七条第三項」とあるのは「第十一条第二項において準用する第七条第三項」と、「石油ガス」と、「第七条第三項」とあるのは「石油ガス基準備蓄量」とあるのは「石油ガス（石油ガスを除く。）と、「同条第七項」とあるのは「同条第六項において準用する第十三条第七項」と、「同条第四項後段」とあるのは「第十四条第四項後段」と読み替えるものとする。
四	前項の規定による交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。
五	前項の規定による交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。
六	前項の規定による交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。

2	石油供給連携計画を実施すべき期間を定めるものとする。
3	経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた特定石油精製業者等又は特定石油ガス輸入業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
2	経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた場合において、第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「石油（石油ガスを除く。）とあるのは「石油ガス基準備蓄量」とあるのは「石油ガス（石油ガスを除く。）と、「第七条第三項」とあるのは「第十一条第二項において準用する第七条第三項」と、「石油ガス」と、「第七条第三項」とあるのは「石油ガス基準備蓄量」とあるのは「石油ガス（石油ガスを除く。）と、「同条第七項」とあるのは「同条第六項において準用する第十三条第七項」と、「同条第四項後段」とあるのは「第十四条第四項後段」と読み替えるものとする。
3	前二項の規定は、特定石油ガス輸入業者等に準用する。この場合において、第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「石油（石油ガスを除く。）と、「石油ガス基準備蓄量」とあるのは「石油ガス（石油ガスを除く。）と、「第七条第三項」とあるのは「第十一条第二項において準用する第七条第三項」と、「石油ガス」と、「第七条第三項」とあるのは「石油ガス基準備蓄量」とあるのは「石油ガス（石油ガスを除く。）と、「同条第七項」とあるのは「同条第六項において準用する第十三条第七項」と、「同条第四項後段」とあるのは「第十四条第四項後段」と読み替えるものとする。
2	経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた特定石油精製業者等又は特定石油ガス輸入業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

2	石油供給連携計画を実施すべき期間を定めるものとする。
3	経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告を受けた特定石油精製業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
2	経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた特定石油精製業者等又は特定石油ガス輸入業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
3	前二項の規定は、特定石油ガス輸入業者等に準用する。この場合において、第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「石油（石油ガスを除く。）と、「石油ガス基準備蓄量」とあるのは「石油ガス（石油ガスを除く。）と、「第七条第三項」とあるのは「第十一条第二項において準用する第七条第三項」と、「石油ガス」と、「第七条第三項」とあるのは「石油ガス基準備蓄量」とあるのは「石油ガス（石油ガスを除く。）と、「同条第七項」とあるのは「同条第六項において準用する第十三条第七項」と、「同条第四項後段」とあるのは「第十四条第四項後段」と読み替えるものとする。
2	経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた特定石油精製業者等又は特定石油ガス輸入業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十条の次に一章を加える改正規定中第十条の五に係る部分は、昭和五十一年一月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 昭和五十五年の石油ガスの輸入量その他の法律による改正後の石油備蓄法（以下「新蓄法」という）第十条の三の通商産業省令で定める事項についての同条の規定の適用については、同条中「毎年、二月十五日」とあるのは、「昭和五十六年八月十五日」とする。

昭和五十六年度の新法第十条の四第一項に規定する基準備蓄量についての同項の規定の適用については、同項中「毎年、三月十五日」とあるのは、「昭和五十六年九月十五日」とする。

第三条 この法律による改正前の石油備蓄法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 年七月一日から施行する。

附 則 **(昭和五八年一二月二日法律第七八号)** 抄
(施行期日)
この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関する経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 **(平成七年四月二一日法律第七六号)** 抄
(施行期日)
この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二条中石油備蓄法第六条、第十条の三及び第十六条の改正規定並びに附則第三条、第四条及び第八条の規定は、平成八年二月一日から施行する。

（石油備蓄法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 平成八年二月に届け出なければならない指定石油製品の生産量、石油の販売量若しくは輸入量又は石油ガスの輸入量についての第二条

の規定による改正後の石油備蓄法（以下「新備蓄法」という。）第六条第一項及び第十条の三

第一項の規定の適用については、これらの規定中「以下この章において」とあるのは、「次項において」とする。

第四条 平成八年においては、通商産業大臣は、第二条の規定による改正前の石油備蓄法（以下「旧備蓄法」という。）第七条第一項及び第十条の四第一項の規定にかかるわらず、これらの規定による基準備蓄量を通知しないものとする。

第五条 平成八年二月一日から同年三月三十一日までの間は、新備蓄法第六条第一項及び第十条の三

第一項の規定の適用については、これらの規定中「以下この章において」とあるのは、「次項において」とする。

第六条 平成八年においては、直前の十二箇月と

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

規定期による届出をしたものとみなす。

この法律の施行の際現に新備蓄法第二条第六

項に規定する石油販売業に該当する事業を行つて新備蓄法第二十四条第一項の規定を適用する

場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「石油の安定的な供給の確保のための石

油備蓄法等の一部を改正する等の法律（平成十

三年法律第五十五号）の施行の日から起算して

三年以内に」とする。

附 則 **(平成一三年六月二〇日法律第五五号)** 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第七条 附則第三条から前条までに規定するものほか、旧備蓄法又は旧揮発油販売業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それぞれ新備蓄法又は品質確保法の相当規定によつてしたものとみなす。

第八条 附則第三条から前条までに規定する罰則に関する経過措置。

第九条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **(平成一一年六月一一日法律第七三号)** 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。たゞ、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

第十条 附則（平成一一年七月三〇日法律第一一七号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十一条 附則（平成一一年一二月二二日法律第一一六〇号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中石油備蓄法第六条、第十条の三及び第十六条の改正規定並びに附則第三条、第四条及び第八条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の施行の際現に旧石油業法第十

三条の規定による届出をして石油製品販売業を

行つている者（旧石油業法附則第三条第一項の規定により旧石油業法第十三条の届出をしたもののとみなされた者を含む。）であつて新備蓄法第二条第七項に規定する特定石油販売業者に該当しないものは、新備蓄法第二十四条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

この法律の施行の際現に新備蓄法第二条第六項に規定する石油販売業に該当する事業を行つて新備蓄法第二十四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律（平成十

三年法律第五十五号）の施行の日から起算して

三年以内に」とする。

附 則 **(平成一二年五月三一日法律第九一号)** 抄
(施行期日)
この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

第十一条 附則（平成一三年六月二〇日法律第五五号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第十二条 附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第十三条 附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十四条 附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十五条 附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十六条 附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十七条 附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
(施行期日)
この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為によつてした処分、手続その他の行為は、新備蓄法の相当規定によつてしたものとみなす。

第十八条 附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
(施行期日)
この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為によつてした処分、手続その他の行為は、新備蓄法の相当規定によつてしたものとみなす。

第十九条 附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
(施行期日)
政府は、この法律の規定の施行後三年を経過した場合において、新備蓄法の施行状況、内外の石油事情その他の経済事情を勘案し、新備蓄法第三章、第三十条及び第三十二条の規定に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十条 附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄
(施行期日)
この法律の施行の際現に旧石油業法第十

三条の規定による届出をして石油製品販売業を

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

規定期による届出をしたものとみなす。

この法律の施行の際現に新備蓄法第二条第六

項に規定する石油販売業に該当する事業を行つて新備蓄法第二十四条第一項の規定を適用する

場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「石油の安定的な供給の確保のための石

油備蓄法等の一部を改正する等の法律（平成十

三年法律第五十五号）の施行の日から起算して

三年以内に」とする。

附 則 **(平成一二年五月三一日法律第九一号)** 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 **(平成一四年五月二九日法律第四五号)** 抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

案し、必要があると認めるときは、新備蓄法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二〇日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十二条の規定 公布の日

二 第二条中エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原燃料の有効な利用の促進に関する法律第二条第六項の改正規定、第三条の規定、第六条中電気事業法第二十七条の二十七第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十三条の三の改正規定（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部分に限る。）及び同法第一百一十八条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第五条から第九条まで、第十二条及び第十五条の規定、附則第十六条中租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第三号、第五十七条の四第五項第三号及び第六十六条の十一第一項第三号の改正規定並びに附則第七条、第十八条、第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日